

(参考2) 植物バイオテクノロジーの歴史

	世界	日本		
1953年	・ワトソンとクリックがDNA二重らせん構造を解明		1990年	・EC「遺伝子操作生物の意図的環境放出に関する閣僚理事会指令(90/220/EEC)」採択
1973年	・ボイヤールとコーエンが、大腸菌の遺伝子に黄色ブドウ球菌の遺伝子を組み込み、遺伝子組換えの基礎技術を開発		1991年	・イネゲノム研究に着手 ・厚生省が遺伝子組換え食品の安全性評価の指針を公表
1975年	・アシロマ会議(遺伝子操作を巡る規則問題に関する国際会議)開催		1992年	・OECD「GILSPの標準と原則及び野外試験のための原則」公表 ・農林水産省指針による初の組換え植物(ウイルス病抵抗性トマト)の開放系利用計画の適合確認
1976年	・米国NIHガイドライン公表 ・英国組換えDNA実験ガイドライン提示、遺伝子操作諮問委員会設置勧告	・科学技術会議ライフサイエンス部会、組換えDNA研究に関する第1回懇談会	1994年	・米国で初めて遺伝子組換え技術で作られた作物: フレーバーセーバー・トマト(日持ちの良いトマト)が市販
1978年	・仏国組換えDNA実験ガイドライン公表		1996年	・米国で遺伝子組換え農作物の商業栽培が本格化、日本へ輸出開始 ・遺伝子組換え食品(ダイズ、ナタネ)の輸入を開始
1979年		・文部省「大学等の研究機関等における組換えDNA実験指針」告示	1998年	・国際イネゲノム配列解読コンソーシアムを結成し、塩基配列解読を開始
1980年		・科学技術庁「組換えDNA実験指針」通知	1999年	・EU環境大臣会合において遺伝子組換え体の承認凍結(モラトリアム)を決定 ・農林水産省食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会「遺伝子組換え食品の表示のあり方」公表
1986年	・米国USDA、EPA、FDAが「バイオテクノロジー規制の調和的枠組み」公表		2000年	・生物多様性バイオセーフティカルタヘナ議定書採択 ・遺伝子組換えトウモロコシ「スターリンク」が加工食品及び飼料に混入
1987年	・米国USDA-APHISの組換え植物の取扱いに関する規則を策定		2001年	・シンジェンタ社がイネゲノムの概要解読を終了 ・EU「遺伝子改変生物の環境への意図的放出に関する欧州議会・理事会指令(2
1989年		・農林水産省「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」制定・公表 ・農業環境技術研究所が科学技術庁の指針に基づき、わが		国初の組換え植物(トマト)の非閉鎖系実験に着手 「イネゲノム研究の総合的推進に関する方策」取りまとめ

	001/18/EC)」公布	向と方策」(イネゲノム有識者懇談会報告)公表 ・安全性未確認の遺伝子組換えジャガイモ「ニューリーフプラス」が加工食品に混入
2002年	・国際イネゲノム配列解読コンソーシアムがイネゲノム塩基配列重要部分の解読を完了	
2003年	・EU「GM作物と慣行農業・有機農業との共存を確保するための国家戦略及び優良事例の開発のためのガイドラインに関する欧州委員会勧告」公表 ・EU「食品・飼料規則(No.1829/2003)」「表示・トレーサビリティ規則(No.1830/2003)」採択 ・カルタヘナ議定書国際発効	・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)公布 ・カルタヘナ議定書締結 ・農林水産省遺伝子組換え飼料の安全性審査を義務化 ・食品安全基本法が施行され、遺伝子組換え食品のリスク評価は食品安全委員会を実施
2004年	・EUが1999年以來のモラトリアム(新規の遺伝子組換え農作物の承認停止)を解除し、遺伝子組換えトウモロコシの食品利用を承認 ・国際イネゲノム配列解読コンソーシアムがイネゲノム塩基配列を完全解読	・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)施行により、生物多様性影響評価が義務付けられる ・農林水産省第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針を策定
2005年		・安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシ「Bt10」が飼料に混入 ・農林水産省第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針を改訂
2006年	・WTOが米欧GM紛争最終報告	

<ul style="list-style-type: none"> ・米国や欧州等で安全性未確認の遺伝子組換えコメ「L LRICE601」が加工食品に混入 ・世界の遺伝子組換え農作物の作付面積が1億ヘクタールを突破
--